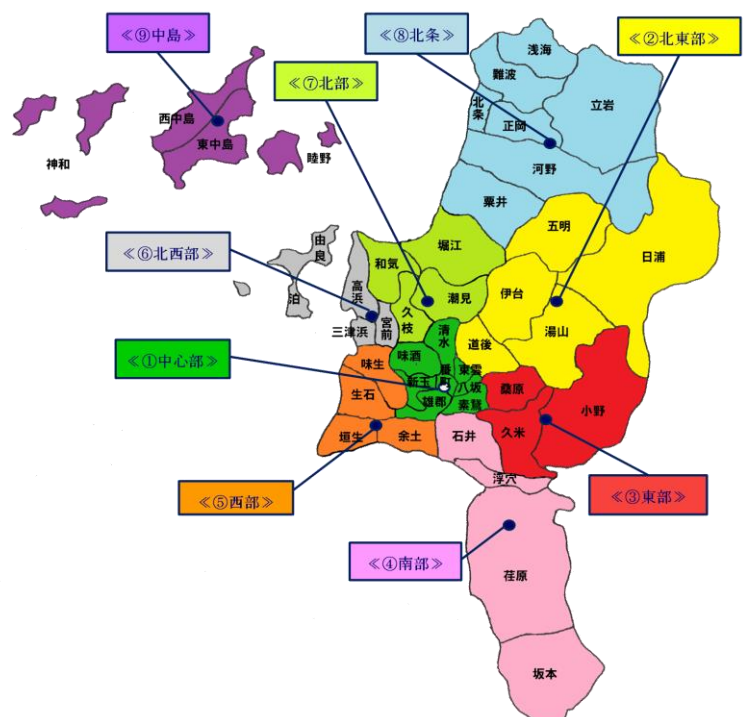






① 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる、認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育などの地域型保育事業によって、質を確保した教育・保育環境を整えます。

② 地域での子育て支援の充実

従来の認定こども園、幼稚園、保育所などの施設だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、子育てに関する相談や子育て世代の親子が交流できる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域の様々な支援の充実を図り、地域の実情に応じた子育て支援を推進します。



③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

④ 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、保護者として学習する機会の提供にも努めます。

⑤ 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物などの整備や防犯を考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を推進します。

⑥ 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

「ニッポン一億総活躍プラン」や幼児教育・保育の無償化により、女性の社会進出が一層進むことが予測されるとともに、人々の働き方も多様化していることから、男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図ります。また、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるような制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。



⑦ 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪及び災害などの被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域が一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動とともに、災害発生時などの緊急時にも対応できる取組を推進します。

⑧ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被虐待児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課だけでなく、児童相談所や警察等の関係機関との連携の強化などを図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど、子育ての悩みや経済的な負担感がみられることから、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に成長し、教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備などを図ります。

これらの特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭への、きめ細かな取組を推進します。

⑨ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子どもの現在及び将来が家庭の経済的事情などによって、子ども自身の力で克服することが困難な状況にならないよう、子育て家庭への経済的な支援や、子どもの貧困対策を推進していきます。